

民法（相続法）の大幅改正

改正内容を詳しく解説!

改正「相続法」 学 習 会

民法のうち相続法を改正する法律が昨年7月に成立しました。相続法関係の大幅改正は1980年以来40年ぶりです。

今年の1月13日から自筆証書遺言の要件の緩和について施行となっており、改正法の大部分が7月1日に施行されます。

一体何が変わったの？実務にはどのような影響がある？

改正法の解説はもちろん、そもそも相続法で規定されている内容や考え方等基本も含め、詳しく解説いただきます！

配偶者居住権？
預貯金の仮払い？
相続人以外の貢献を考慮？
どんな改正があった？

2019年
7月18日(木)
18:30~
開催!

改正前の問題点と今回の改正によってどのように変わったか？
相続法の規定を解説!

会場

旬報法律事務所
9階会議室

講師

弁護士 **並木陽介**先生
(旬報法律事務所)

参加費(資料代)
法会労組合員 無料
その他の方 500円

主催：法律会計特許一般労働組合 中部ブロック・旬報分会・京橋すきや分会

参加申込書

(FAX:03-3580-5465・メール:jimukyoku@hibiya-law.jp)

『改正「相続法」学習会』に参加します。

研修会後の懇親会に 参加・都合が合えば参加・不参加
(いずれかにをお願いします。)

(事務所名:) (お名前:)
(連絡先:TEL/メール等:)

お問い合わせは…

日比谷シティ法律事務所 根本

(jimukyoku@hibiya-law.jp/TEL:03-3580-5460)

